

公 経 画 第 34 号
令和 2 年 11 月 16 日

経済団体代表者 殿

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課企画室長



改正独占禁止法施行に伴い導入される新制度の経済団体向け講師派遣について

令和元年 6 月に成立した改正独占禁止法（以下「改正法」といいます。）は、本年 12 月 25 日に施行されることとなり、改正法の施行に伴う新制度についても同日から導入されます。

改正法の施行に伴い導入される新制度は、

- ① 調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減額される、
- ② 新たな手続である判別手続のための準備を日頃からしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことで、効率的に社内調査を実施することができ、新たな課徴金減免制度を活用しやすくなる

など、新制度導入前のなるべく早い時期に準備を進めていただくメリットの大きい内容となっております。

公正取引委員会では、新制度の内容について広く周知するため、経済団体等における会員企業向け説明会・研修等に当委員会の職員を講師として派遣しております（オンライン対応も可能です。また、旅費や謝金は不要です。）。

講師派遣を御希望の際は、公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページに記載の必要事項を御記入の上、kaiseihou2020@jftc.go.jp にメールしてください。新制度導入後の御依頼も積極的に受け付けております。 申込方法等について御不明点がある場合は、経済取引局総務課企画室（03-3581-5485（直通））に御連絡ください。

なお、先般講師派遣についての御案内を送付したところですが、今般新制度に関するコンプライアンスの必要性をまとめたイラストと併せて、改めて講師派遣の御案内を送付させていただいております。

講師派遣等を御活用いただき、新制度の導入に向けた事前準備や経済団体等のコンプライアンス確保にお役立てください。

○講師派遣御案内ページ

https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/kensyu/kaisei_kensyu.html

○改正法特集ページ

<https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index.html#abc>

○問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課 企画室

電話 03-3581-5485（直通）

改正独占禁止法施行に伴い 本年12月25日から導入される 新制度についての 講師派遣の御案内

公正取引委員会

- ✓ 公正取引委員会職員を経済団体の説明会・研修会に派遣中
- ✓ オンライン形式にも対応
- ✓ 無料（講師への謝金・旅費不要）
- ✓ 所要1時間程度（ご要望に応じて対応します）

講師派遣を御希望の際は、公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページ記載の必要事項を御記入の上、

kaiseihou2020@jftc.go.jpにメール
してください。

※ 申込方法の詳細は裏面を御参照ください。



【概要】

○新制度は、

①調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減額される、
②新たな手続である判別手続は、事業者と弁護士との間で行われた通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管しておくなど、日頃から準備をしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことができ、調査協力減算制度を活用しやすくなるなど、**本年12月25日の新制度導入前のなるべく早い時期から、各企業において新制度の開始に備えて準備を進めていただくことが必要になる内容となっております。**

○公正取引委員会からの講師派遣を御活用いただき、新制度の導入に向けた準備にお役立てください。

○新制度導入後の講師派遣も積極的に受け付けております。

問い合わせ先：公正取引委員会事務総局 経済取引局 総務課企画室
電話 03-3581-5485（直通）

【公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページについて】

The screenshot shows the homepage of the Japan Fair Trade Commission (公正取引委員会). A red arrow points from the text "こちらをクリック" (Click here) at the bottom left to a green highlighted box containing the text "新制度（改正法）特集（令和2年12月25日施行）". This box is part of a larger section titled "トピックス" (Topics) which includes various news items and links.

こちらをクリック

15

The screenshot shows the 'New System Website Map' section. A red arrow points from the text "こちらをクリック" (Click here) at the bottom right to a green highlighted box containing the text "新制度の内容について問い合わせたい". This box is part of a larger grid of boxes representing different inquiry categories.

こちらをクリック

The screenshot shows the 'Explanation Meeting / Training etc. for the New Monopoly Prohibition Law' section. It contains text about the new system's implementation date and its impact on existing regulations. A red box highlights the email address "kaiseihou2020@jftc.go.jp" and the text "こちらのページに記載されている必要事項を記載の上、メールでお申し込みください。" (Please fill in the required items on this page and send an email). Below this, there is a small illustration of a dog-like character with speech bubbles.

こちらのページに記載されている
必要事項を記載の上、
kaiseihou2020@jftc.go.jpに
メールでお申し込みください。

課徴金の調査協力減算制度の場合

A社



B社

※ 実際の減額の割合は協力の度合いなどによって変わります。

判別手続の場合

A社



B社



まとめ

公取委に協力したら、課徴金を減額してもらえる可能性があるなんて、大きな違いがあるなあ！

弁護士との相談記録を日頃からしっかり管理しておけば、相談に係る秘密が保護されるから安心して弁護士に相談できるし、調査協力減算制度も利用しやすくなるね！

そのとおりです！

弁護士との相談記録は日頃から適切に管理しておくなど、改正法施行に向けてしっかり準備をしておくことが大切です。公正取引委員会の改正法特集ページやYouTubeの公正取引委員会チャンネルに掲載されている新制度についての動画・資料や、公正取引委員会が経済団体向けに行っている講師派遣なども活用して、賢くコンプライアンス対策をしましょう。

改正独占禁止法を知って、賢くコンプライアンス！

改正独占禁止法の施行に伴い、**令和2年（2020年）12月25日から新制度が始まります！**



12月25日から
新制度が始まると
何が変わるの？

新制度のポイントは**3つ**です！

- ✓ 課徴金制度の見直し
- ✓ 新しい課徴金減免制度
- ✓ 判別手続の導入



公取委の
事件調査に協力したら、
国に支払う課徴金の
額が変わるって
本当？

課徴金の**調査協力減算制度**（※事業者の事
件調査への協力に応じて減算率を決める制度）が
導入されます。



事業者と
弁護士との相談記録は、
証拠にはしないって
本当？

調査協力減算制度の導入により、事業者が外部の
弁護士等に相談するニーズがより高まります。
**弁護士との相談に係る法的意見の秘密を保
護する**ために、**判別手続**という新たな手続が導
入されます。



改正法の施行までに、
何か準備しなきゃ
いけないの？

判別手続を利用するためには、**あらかじめ弁護
士との通信の記録を、決められたルールに
基づいて適切に保管**しておく必要があります
(公取委の調査開始前の日頃の準備が必要で
す。)。



改正法施行に向けてしっかり準備をすることでどんなメリットがあるのか、
準備をしたA社と準備をしなかったB社の違いを見てみましょう！

《仮想事例》

社内調査をしたところ、営業担当者が他社の営業担当者と、商品Xの一斉値上げの合意
をしていましたことが発覚…社内では対応に追われることになった。

準備したA社



準備しなかったB社



裏ページに続く♪